

ご存知ですか？
学生納付特例制度

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

対象となるのは、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等に在籍されている20歳以上の学生の方です。

なお、平成19年度に学生納付特例が承認された方で、平成20年度も引き続き学生納付特例を希望される場合も、申請手続きが必要です。社会保険事務所により把握されている方は、ハガキが届きますので、所定事項を記入し、返送していただくだけで結構です。申請は、役場住民課保険年金担当までお願いいたします。

(注) 19年度後半に申請された方は、従来どおり申請していただく必要がありません。



第3号被保険者の届出忘れはありませんか？

厚生年金保険または共済組合に加入している方に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方（国内に住所がない方を含む）は、届出をすることに、国民年金第3号被保険者となります。第3号被保険者の方の保険料は、配偶者が加入している年金制度から拠出されるため、個別に納付する必要はありません。

平成17年3月までは、第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年以上前の期間は「未納」と同じ扱いとなりましたが、現在は特例届出により「保険料納付済期間」となり、将来支給される老齢基礎年金の年金額に反映されます。

また、すでに老齢基礎年金を受給されている方であっても、届出のあった翌月から年金額が改定されます。

詳しくは草津社会保険事務所国民年金業務課にお問い合わせください。

◆ 問い合わせ先

草津社会保険事務所 国民年金業務課

☎ 077-1567-1222

住民課 保険年金担当

☎ 657-1 有線 7784

国保加入の70歳未満の人は

入院前に申請してください

◆ 70歳未満の人が入院したときの窓口での医療費負担が軽減されます。

70歳未満の人が入院したとき、自己負担分（医療費の3割または2割）を全額負担して、後から申請により限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。しかし、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが限度額までとなります。

入院する前に、忘れずに限度額適用認定証の交付を住民課で申請してください。

70歳以上の方は、住民税非課税世帯の方のみ申請が必要となります。なお、国民健康保険税を滞納している世帯の方には交付できません。

外来や複数の医療機関への支払いで限度額を超える場合は、これまでどおり後から申請して支給を受けていただくこととなります。

「限度額適用認定証」は、ひと月の

医療費の自己負担の限度額を示したもので、所得区分によって異なります。あらかじめ、役場住民課保険年金担当に申請し交付された認定証を入院時に医療機関に提示すると、その月の窓口での支払いが下記の限度額までとなります。

【自己負担限度額】

所得区分	3回目まで	4回目以降(※1)
一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
上位所得者(※2)	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12ヶ月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回あった場合の4回目以降の限度額
 ※2 「上位所得者」…基礎控除後の総所得金額が60万円を超える世帯

◆ 問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 657-1 有線 7784

みんなて支え合う



国民健康保険